

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

巻頭言「最近思うこと⑬」／田中 皓	1
Report 11 助成財団の制度改革を考える	2
Report 12 研究者を応援する新しい試み	4
TOPICS 科研費の過去・現在・未来	6
わが財団の表彰事業 ⑪ 国際科学技術財団	8
北から南から一会員財団だより	10
研修懇談会レポート／編集後記	12

損保ジャパン記念財団は、1977年に財団法人安田火災記念財団として設立され、昨年7月に損保ジャパン記念財団と改称し、本年度で満26年を経過した。

主事業の社会福祉事業については、「限られた資金の有効活用」と「特徴ある事業活動」でいかに社会に貢献するかが設立時からの命題であり、その実現に向けては「常に時代の先を読み、時代をリードする」をキーワードとして事業を推進してきた。事業分野の中心を障害者福祉とし、法人格のない民間団体や小規模作業所等に対する支援を念頭におき、当初から法人格の有無を問わない支援を実施したのもその1つである。

5年前から、高齢化社会の到来や利用者本位の福祉への転換等、社会福祉政策の大きな変革を踏まえた「福祉分野の市民活動支援」と、学術分野での「若手研究者の育成支援」を新たな事業として実施しているが、これもキーワードを念頭においたものである。

特定非営利活動促進法（NPO法）施行後、認証NPO法人は全国で約1万2,000法人を超え、そのうち保健、医療または福祉を活動分野とする法人は約6割といわれている。その活動内容は、当財団が受け付けた申請書の範囲内だけでも驚くほど多岐に及んでいる。

NPO法人は国や企業と並び21世紀のわが国を支える重要なセクターとして期待され、とりわけ福祉の分野では、地域福祉の実践主体として重視されている。当財団はこうした時代

巻頭言「最近思うこと⑬」 改めて市民活動支援を考える

（財）損保ジャパン記念財団 専務理事 田中 皓



の変化を見据え、法定化と同時に「NPO法人設立資金助成」を創設し、「設立のための使途を問わない資金」として使い勝手のよい支援を心がけた。この5年間の累計助成額は500団体へ1.5億円となり、その97%の団体が法人格を取得し全国で活躍している。

NPO法や支援税制の改正を受け飛躍的に増加しているNPO法人は、社会を担う重要な構成員として、企業が求められる社会的責任（持続可能性）と同様に、自己責任に基づく健全な事業の持続と適切な運営が強く求められる時代になり、その社会的責任は一層重くなってきた。

世の常として数が増えればいずれ淘汰の時代、そこでは社会的責任を果たし得る「質」が重視され、社会から信頼され協力を得られる活動や運営が求められる。その過程で、質の高い第三セクターとして、社会の発展に重要な役割を果たす環境・福祉・教育・科学技術・経済活性・国際協力等、17分野のNPO法人や市民活動団体の健全な発展をしっかりと支えるシステムは、これまで以上に重要となる。

財団設立以来、市民活動支援に深く関わってきたが、21世紀の日本の社会・経済の発展を考えると、多くの助成財団が17分野を中心にこのシステムの一翼を担い、市民団体の健全な発展・活動支援に対する創意工夫と努力が一層重要な時期と再認識し、諸先輩のご指導を仰ぎ、ない知恵を絞っていききたいと考えている。

助成財団の制度改革を考える

—市民の利益を尺度として—

Report 11

(財)セゾン文化財団

常務理事 片山正夫

公益活動の最終的な受益者は市民であり、制度は市民により多くの利益をもたらすための手段である。
現在行われている公益法人制度改革の議論からは、その視点が抜け落ちているように思えてならない。



政府は去る6月27日、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定した。その中では「一般的な非営利法人制度」を創設することだけが方向として示され、税制優遇のあり方についての議論は先送りになった。そして、財団を制度上どうするかについても「今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、そのあり方を検討する」と、曖昧なまま判断が保留された。しかし、この財団の扱いについては、十分な議論を経てなお結論にいたらないというより、真剣に検討された痕跡が見られないといったほうが正しいように思われる。

もともとわが国の財団法人は、決して「一枚岩」ではない。現在ある財団の多くは事業型であって、実態上は社団法人に近いものが少なくない。そのような財団と、財産の果実のみ（あるいはそれに加えて「親会社」からの寄付金）で運営される助成財団とは、特性においても社会的機能においても、また抱える問題においても異なっている。現在行われている制度設計は、そうした現実の詳細な分析を積み上げることなく、ただ制度の分かりやすさや法的整合性だけを優先しているように見える。

公益活動の最終的な受益者は市民であり、制度は市民により多くの利益をもたらすための手段である。現在行われている議論からは、その視点が抜け落ちているように思えてならない。

そこで本稿では、財団の「純粹形態」ともいえる助成財団にフォーカスし、現状の問題点を俯瞰した上で、制度的側面からの問題提起をしてみたいと考える。

助成財団は何によって社会に貢献できるのか

まずは原点に立ち戻って、助成財団の社

会的役割を改めて問うことにしよう。これまでの一連の制度改革議論では、まさにその議論を欠いていたように思われるからである。

助成財団は、公益的分野に対する資源の再配分を担うべき存在である。その意味では政府に近似した機能をもっている。あるいは企業や個人によるフィランソロピーとも、同様の意味で似通っているといえるだろう。セクターとしてみれば規模は小さいものの、もしそのもてる特性が創造的に活用されるなら、助成財団は社会において貴重な役割を果たすことができる。その役割とは、独自の、そして先駆的な価値を育むことであり、政府の政策に対抗する代替政策を提示することにある。それによって社会は活性化し、多様性を獲得する。したがって、もし他のセクターと大差のない活動しか行い得ないのであれば、市民にとって助成財団の存在意義は希薄であるといわねばならない。

では、助成財団がそういった役割を果たそうとする際の優位性はどこにあるのだろうか。第一に助成財団においては、政府や企業（フィランソロピー）のように、政権や経営者の交代等によって政策が不連続なものとなるリスクがなく、また業績・景気動向による影響も比較的軽微である点が挙げられよう。このことにより独自の政策を長期的ビジョンに基づいて遂行することが可能となる。これはもともと助成財団が特定の公益目的のためだけに設立されており、その実現を基本財産という自主財源が担保していることによる。

第二の優位性は、意思決定に直接・間接に関係するステークホルダーが、政府（議員、官僚、有権者、圧力団体など）や企業

（経営者、従業員、株主、顧客など）に比べて少数であり、政策決定プロセスも比較的簡便である点である。このことによって、助成財団の政策面での自由度は大変高いものとなる。したがって、新しいアイデアによる政策実験を行うには非常に適しているといえよう。

助成財団はおおよそ以上のような特性によって、他セクターでは代替できない存在たり得ていると考えられる。

財団制度のフィクション

そうなると問題は、与えられた自由度の高さをいかに創造的に活用できるかである。そこで鍵を握るのはおのおの助成財団のもつ専門性にほかならない。ここでいう専門性とは、蓄積された専門知識だけでなく、政策構想力、コーディネーション能力、情報収集力などの総体を指す。当然ながら、それらの能力は財産ではなく人に帰属するものである。

ところが、現在の財団法人制度においては、法人格は目的を伴った財産に付与されている。法理としては理解できても、これはやはり日常感覚と乖離したフィクションといわざるを得ない。現実には財団を動かしているのは、人の集合たる組織にほかならないからである。財産はその組織によって所有され、管理運用されているのが現実の姿であり、その逆ではない。

感覚的乖離だけならばまだ罪はないが、この法理を貫こうとするとかなりの無理が生じる。財団には意思決定機関がない、とされていることもその一例である。意思は寄付時に明示されており、財産と一体化しているのだから、理事はそれをただまちがいなく執行するだけが与えられた役割だと

いうのである。財団はあたかも、初期設定が与えられたまま永遠に飛び続けるロケットのようである。

考えてみると、財団が前提としているこの「永遠性」もまたフィクションの1つである。基本的に財団は永遠に続くことになっている。基本財産の取り崩しが容認されないのは、永続すべきだからというただそれだけである。しかし、建前上は財産の集合とはいえ実態は人の組織にほかならないことを考えれば、すべての組織に永続性を押しつけるのは非現実的だろう。現在ある休眠財団は、こういった矛盾のなれの果てである。フィクションを貫こうとする代償として、貴重な社会の資源が打ち捨てられているのである。

おそらく明治期の立法者の頭にあった財団のイメージとは、篤志家がいまわの際に枕元へ数人の信頼できる人物を呼び、自分の財産を基金にして人々の福祉に役立てるよう遺言して世を去る、といったものだったのではないだろうか。この場合の「枕元に呼ばれた数人の人」が理事であり、「遺言」が寄附行為である。遺言は後世に書き換えられてはならず、財産は当然に保全されねばならない。かくして「永遠性の縛り」がかかることになる。

ここには世の中が変化し、財団も変化しなければならない（かもしれない）といった事態は予定されていない。世の中はずっと変わらないまま続いている。それどころか信頼できる人も永遠に財産のそばにいてくれる。財団制度がよって立つのは、いまだにこのようなナイーブな世界観なのである。

資源どうしを出会わせることが社会の利益

以上のように考えると、現在、質の高い活動を行っている助成財団は、寄付された財産という物的資源と、志と専門能力をもった人的資源が「たまたま」幸福な出会いを果たした結果に過ぎないといえるのではないだろうか。裏を返せば、そのような出会いがないまま、十分活用されずにきた寄付財産もあり得たということである。そして無論のこと、今は幸福な出会いに恵まれ

ているからといって、将来もそうであり続ける保証はどこにもない。

社会の利益という視点からいえば、公益目的で寄付された財産と、それを最も効果的に活用できるソフトウェアを、いかにマッチングできるかが重要である。ところが、資本（物的資源）と経営（人的資源）が分離している企業セクターと違い、市場を通じて物的・人的資源の最適なマッチングが図られる仕組みをもたないのが財団の世界である。そのことが休眠財団を生み、資源のロスを生んでいる。財団の不祥事や不効率な運営の問題も、ガバナンスやチェック機構の問題であると同時に、一面においては資源のミスマッチの問題でもある。

「財団の不祥事」というときの財団とは物言わぬ財産の集合であり、実際に不祥事を起こしているのは人である。そもそも寄付された時点での目的は常に善なのだから、財産自体に何ら責任があるわけではなく、もとより責任のとりようもない。この場合、直接手を下した「個人」は刑事法で処罰されることになるだろうが、いわゆる「財団ぐるみ」といった性格のものに対しては、現状では抜本的な是正が困難である。

このような問題は、目的をもって寄付された財産と、それを管理・運用する執行部隊＝社団とが一体であることから生じている。であるなら、これまで「事務局」という中途半端な位置づけにあった執行部隊（仮に運営社団と呼ぶ）を別法人化した上で、目的財産（およびその目的達成を監視すべきボード）から分離し、財産側のボードは最適な運営社団に財産の日常管理や目的に沿った有効活用を委託するシステムにしてしまえばどうか。もしその運営社団のパフォーマンスが期待に反した場合は、別の社団に運営を任せればよい。財団側のボードは無報酬で、財産の運用益の中から彼らが直接使えるのは運営社団の監査および評価費用のみというルールにすれば、役割は明確であり、不祥事も起こりようがない。

一方、運営社団の間では、政策面や運営効率などにおいて競争原理が働く。そのことによってもたらされる活動水準の向上こ

そが、この改変によって市民が受け取るべき配当である。優れた運営社団であれば、何口もの財産の活用を任せられるかもしれないし、逆に天下りが高給を食む社団は見向きもされない。運営社団に対する評価活動はますます重要性を増すことになり、専門能力者としてのプログラムオフィサーの流動化が起こる。

もともと助成財団は、ガバナンスがネックといわれてきた。今回の制度改革でも財団のガバナンスのあり方は焦点の1つである。殊に十分な基金をもった「純粹形態」の財団の場合、寄付獲得やメンバーシップを通じた監視メカニズムが働かない点が懸念されている。これはいわば構造的な「欠陥」（ただし助成財団の社会的機能を考慮した場合、メリットに転化すべき「欠陥」なのであるが）であり、仮に評議員会を必置機関にし、監事の権限を強化したところで本質的解決にはつながらないだろう。財産と執行組織を明確に分離し、流動的な関係にもっていったほうがはるかに実効性があると思われる。

財産自体は寄付者がそう望むのであれば「永遠性」を保証されてもよい。自分（自社）の名称が後世に残ることは寄付のインセンティブにもなるだろう。だが、運営社団までが「永遠性」を保証されるべき理由はない。人の集まりである以上、盛衰は避けられないし、力量のない社団は淘汰されたほうが健全である。現在の制度では、運営社団の永続性までを保証してしまっている点を問題視すべきであろう。

*

この考えにはまだまだ検討すべき問題が多いことは十分承知している。ただここでは、寄付財産という物的資源と、それを最も効果的に活用できる人的資源を結びつけることが重要だという、ごく単純なことを述べたまでである。無論それは、市民の利益を尺度に考えた場合の当然の帰結である。

今回の制度改革においても、もしこれを抜本的改革と呼ぶのなら、このような、いわば原点に立ち戻った議論を出発点とすべきではないだろうか。

研究者を応援する新しい試み

ーインターネットを活用した武田研究奨励賞の運用ー



武田計測先端知財団は、2001年に設立されたばかりの新しい財団である。オープンな場で選考を行い、財団が高く評価する研究計画に授賞するというプロセスで、インターネットを最大限に活用した武田研究奨励賞について報告する。

1. 武田研究奨励賞の目的

武田研究奨励賞は、新しい技術の創造に挑戦する研究者・研究グループを応援するための賞である。対象分野は、情報電子系、生命系、環境系の各分野であり、いわゆる工学的な研究計画の支援を目的としている。

研究計画を応援する方法として、武田研究奨励賞には2つの特徴的なポイントがある。1点目は、授賞である。財団が最も高く評価する研究計画に授賞し、受賞者を元気づけたいと考えている。副賞の賞金は最高700万円（2002年の実績）である。あくまでも賞であり、研究費の支給ではないので、成果についての報告義務はない。もう1点は、賞の選考過程においてインターネット上で開催されるワークショップ（サイバーワークショップ）である。応募者がお互いの研究計画を見て意見交換できるオープンな場を提供することで、選考の材料を主催者側が得るだけでなく、応募者が互いの研究計画を改善したり、他の応募者との共同研究の可能性を探る機会も提供したいと考えている。

このように、授賞で特定の研究計画を元気づける目的と、多くの応募者の相互作用を促す目的が相乗効果をもち、ひいては幅広く研究者を応援することにつながることを期待して開始した。

2. インターネット活用のメリット

(1) 募集

本賞への参加者募集においては、アナウンスから募集手続きまで、インターネットをできるかぎり活用した。

アナウンスでは、ホームページへの応募要項の掲載のほかに、財団関係者を通じたメールによるアナウンスを行った。応募者になりうる専門家をインターネットの検索エンジンを使って探し出し、個別勧誘も試みた。このほかに、ポスターを作成して研究機関に配布したり、学会誌や学術雑誌への広告掲載も適宜行った。

応募の受け付けは、財団のホームページに設置した応募フォームからのみ受け付けた。応募フォームに記載された応募者の情報は、提出と同時に財団のデータベースに記録される。紙で受け付けるよりも、資源や労力の節約になる。また、データベースの情報は、必要に応じて、適当な形で引き出すことができるので、データの活用も容易になる（図）。しかも、インターネットに接続した形でシステムを構築しておくと、世界中どこからでもこの情報にアクセスが可能であり、便利である。

(2) サイバーワークショップ

武田研究奨励賞では、受賞者の選考プロセスにおいて、インターネット上でワークショップ（サイバーワークショップ）を開催する。ここでは、公開を前提に作成してもらった応募者の研究計画を、応募者全員が閲覧できるサイトに掲示し、応募者、座長、選考委員、および財団職員がそれを見ながら議論をする（リアルタイムではない）。この議論を通じて受賞者が選考される。座長はワークショップの舵取り役であり、応募研究計画に関するコメントを行うが、選考権はない。一方、選考委員は、座長の意見を聞きながら、独自の判断で受賞

(財)武田計測先端知財団

プログラムオフィサー

しまだかずよし
嶋田一義



プログラムコーディネーター

つさかまりこ
津坂真理子



者を選考する。

ワークショップの参加者は、ワークショップのテーマに関連した研究をしている点では共通の話題をもつ。しかし、もっている知識や技術のバックグラウンドが必ずしも同じではない。こうした応募者がお互いの研究計画を参照することで、自分の研究計画の弱点やメリットをさまざまな視点から再認識する機会を得る。そして、不足な点や不明確な点を再度アピールできる。こうした機会は、評価する側にとっても、される側にとってもメリットとなる。インターネットに接続できれば、都合のよい時間に、都合のよい場所から参加できるのも魅力である。

なお、こうした情報交換の場では、知的財産権の取り扱いについてあらかじめ応募者と意思統一をしておくことが重要である。私たちは、応募者と守秘義務契約を結ばない方法をとった。ワークショップで交わされる情報はすべて公開を前提に行い、公開すべきでない情報は、各自で判断して出さないことを参加の条件とした。ワークショップのオープンな雰囲気づくりにメリットがあると考えたからである。念のため、サイバーワークショップ開催前に、知的財産権の管理は自己責任において行う旨、応募者と書面を交わした。

3. 実施結果

2001年、2002年にそれぞれ141人、134人の応募者を得た。アナウンスが行き届くようになった2002年は、応募者の国際色が大変豊かになった。リピーターも、国内外から得られた。メール等による電子媒体で情

報を得た応募者が多かった。

インターネット経由での応募受けはおおむね順調であったが、トラブルはつきものである。2002年の実施例では、応募者から寄せられた158件の質問のうち、50%がシステムトラブルに関するものであった。応募者のパソコン環境に依存したトラブルなどは、必ず発生する。トラブルに対応できるスタッフは不可欠である。

サイバーワークショップは、別々のテーマを設定した6つのセッションで開催された。発言の多くは紳士的であり、他者を激しく批評したり、誹謗中傷を加えたりするものは見られなかった。座長質問に対する回答と並行して、応募者同士の意見交換が活発なセッションでは、議論が盛り上がった。応募者の中に、議論に積極的な人がいると、その人に触発されて議論が活発化する傾向が見られた。また、座長が議論を積極的にリードした場合も、議論が活発になった。

実際に、盛り上がっているセッションで交わされた議論は、「システムの信頼性向上のためのソフトウェアの役割とハードウェアの役割について、それぞれどう考えるか（2002年セッションB：ディペンダブルな情報システム、およびセキュアなLSIチップ）」、「微生物を環境浄化に使用する際、そのリスクとメリットについて、市民の理解をどのように得るか（2002年セッションF：生物機能を利用した環境浄化）」など、自分の専門にとらわれない意見交換も多く見られた。

ある分野の専門家の間では当たり前の情報であっても、少し分野を異にする人にとっては新しい知見であることが少なくない。基本的な質問を嫌う雰囲気をなくして、応募者がお互いの研究について、自由に発言できるような雰囲気づくりが大切である。そのためには、応募者全員の理解をつなげる質問を主催者側が積極的に繰り出すことが効果的であろう。

4. 参加者の声

(1) 座長・選考委員の声

座長や選考委員からは、「判断が応募者全員に見られているので大変」「世界中か

ら集まる研究計画に接することができておもしろい」「曖昧な点を明らかにできるので選考に役立つ」といった意見が聞かれた。新しいコミュニケーションを試みた経験は、おもしろかったようだが、一方で、自分の判断が明確にならざるをえない緊張感もあったようだ。

(2) 応募者の声

応募者からは、賛否両論が得られた。肯定的な意見としては、「インターネット上での新しい経験でおもしろかった」「若者にとって派閥や組織にとらわれない場は魅力的」「時間を気にせず参加できるのはよい」「じっくり考える時間がある」「お互いの研究結果ではなく計画を見られるのは刺激的」「審査に透明性がある」といったものがあつた。一方で、否定的な意見としては、「審査が不透明。選考理由を伝えるべき」「ウェブに接続して質問に答えなければならぬのは、苦痛だった」「ワークショップのテーマ設定が広すぎて、議論にならなかった」「議論をもっと盛り上げて欲しい」「知的財産権の管理が非常に難しかった」といった意見があつた。従来にない試みに好意的な意見がある一方で、ワークショップへの参加を負担に感じる応募者も少なからずいたようだ。

5. 課題

応募者のインセンティブをよく考えて開催する必要がある。

応募者のインセンティブは、大きく分けて2つ考えられる。1つは、700万円という賞金である。もう1つは、サイバーワークショップでの他の研究者たちとの相互作用である。しかし、相互作用の場だけで賞金がない場合、応募者が集まるかどうかはなほ疑問である。一方で、サイバーワークショップが賞金獲得のためだけの機会

と考えるならば、応募者の負担が大きすぎる。2つのインセンティブの相乗効果が重要である。私たちは、賞金に加えて、短期間でも有意義な議論の場を提供することが、この事業の価値を飛躍的に高めるものと考えている。

ワークショップを有意義なものにするためには、テーマ設定が重要である。どのようなテーマでどのような議論を展開するか、どの座長が適任か、といった事前設計が主催者の腕の見せ所である。また、インターネット利用のメリットをできる限り活用し、応募者の国際色を豊かにすることも、応募者のインセンティブを増大させるはずである。多様な背景をもった人々が集まる場は、お互いに得るところが多いと感じられるからである。

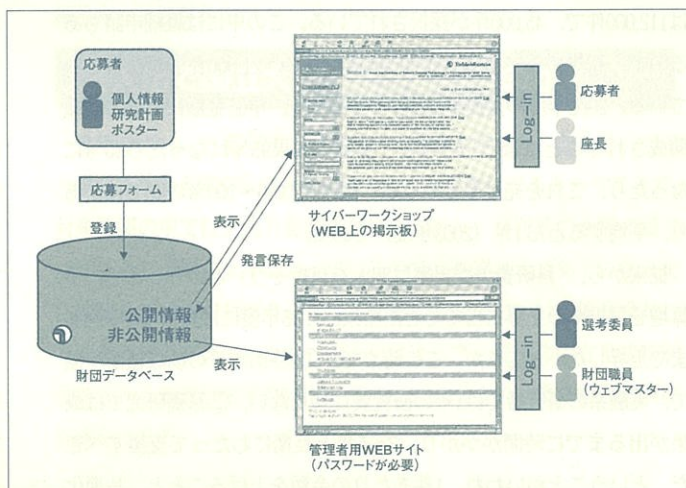
6. まとめ

インターネットを利用した、新しい研究支援方法をご紹介した。オープンな場で討論を行い、財団が高く評価する研究計画に授賞するというプロセスでインターネットを最大限に活用することを試みた。

この結果、主催者側として、膨大な情報の管理、蓄積を合理化できただけでなく、移動時間や交通費などの負担をかけさせることなく応募者を世界中から募り、学会とは違った情報交換の場を提供することも実現された。

この試みが他の財団で部分的にでも採用され、より効果的な研究支援に役立てていただければ幸いである。不明な点は、いつでもお問い合わせいただきたい。

(嶋田一義宛:smd@takeda-foundation.jp)



科研費の過去・現在・未来

21世紀の知的基盤形成を担う独創的・先駆的研究の推進



文部科学省研究振興局
学術研究助成課企画室

室長補佐

すずきたつや
鈴木達也

近年、研究助成を取り巻く状況は大きく変わりつつある。科学研究費1,765億円をはじめとする国の競争的研究資金が伸びていることはもとより、研究能力のあるNPOの台頭、あるいは来年4月に始まる国立大学の独立行政法人化など、これまでの研究助成のあり方に対する根本的な問い直しが必要になってきた。そこで、助成財団センターでは「研究助成の見直し」というテーマで数回にわたりセミナーを開催することにし、その第1回目を去る8月5日、新宿文化センターにて開催。文部科学省の鈴木達也さんを講師に招き、科研費の歴史と現状、そして今後目指すところをお話いただいた。(文責：編集部)

科学研究費の目的・性格

科学研究費補助金（以下、科研費と略）は、①わが国の学術を振興することを目的としており、②人文・社会科学から自然科学まで、あらゆる分野を対象にしているのが最大の特徴である。また、③対象を大学等の研究者・研究職に限っているため、技官とか技術職・医療職の方は申請できない。なお、④大学等の部分については経済財政諮問会議で、民間を含めて学術の振興に寄与する研究を対象に入れるべきだ、という議論がなされ、そのまま閣議決定されている。来年から対処すべく、ただいま検討しているところである。

科研費の予算額の推移を見ると、1988年に489億円であったものが、1993年に736億円、1998年に1,179億円、2003年に1,765億円となった。さらに、第二次科学技術基本計画（2001～2005年）で、2000年度の科研費を含めた競争的資金の倍増が打ち出され、科研費は1,419億円から2,800億円を目指すことになり、金額は順調に伸びてきている。

申請・採択の状況

科研費の対象になっている研究者は、2003年度で184,000人おり、そのうち大学等の研究者は174,000人となる。差額の1万人が、独立行政法人あるいは財団法人の研究所の人である。実際に申請があるのは112,000件で、45,000件が採択されている。この中には継続申請もあるので、新規のみでは87,000件の申請に対し、21,000件弱が採択されている。2003年度の採択率は23.7%であった。申請金額に対して満額助成されることはほとんどなく、査定の結果95%になったり80%になったり、これを充足率というが、個々には50～100%の間で差があり、平均すると76.1%（2003年度）である。

従来から、「科研費の採択率は30%を目指そう」ということで、予算増を採択率の上昇に当ててきた結果、1995年度には採択率が29.4%まで上昇した。ところが、この時点で、①1件あたりの助成額が少額で、実験系の研究者では1年の研究費に満たない、②基礎研究では成果が出るまでに時間がかかり、3～5年と長期にわたって支援すべきだ、ということがいわれ、1件あたりの金額を上げることと、長期化

を図る方に若干、舵を切った。その結果、1995年をピークに採択率が徐々に下がっていき、2003年度には23.7%となった。新規の採択件数も1995年をピークにほぼ同じ水準で、2万件程度となっている。

文部科学省と日本学術振興会が分担して実施

科研費1,765億円は1つの制度で支援しているわけではなく、幾つかの研究種目に分けて実施しており、1999年から日本学術振興会（以下、学振と略）のほうに一部研究種目の審査と交付を移管している。文科省で担当しているのは、比較的大きな金額を使って政策的・社会的要請を踏まえて配分するようなものと、制度的に新しくできた種目を担当している。学振は、定着した種目を対象にしている。

簡単に種目の説明をすると、「特別推進研究」は、もう少しでノーベル賞をとれるような、日本の最も研究レベルの高いものに3～5年間、目安として5億円くらいといっているが、5年間で10億円のものもある。科研費の中では最も金額が大きく、レベルの高いもので、年間10数件を採択している。

次の「特定領域研究」は、①領域を選定した上で、②その領域の研究を助成するもので、2段階の公募になっている。まず、どういう領域にするかということで研究者から申請していただき、毎年140～150件の応募があり、20領域くらいが採択になる。その時点で中心になる研究者は組織されていて決まるが、そのほかにその研究を行いたいという人を公募して、審査して決めていく。「萌芽研究」は、やってみないと分からないという研究を対象に、少額で3年間に500万円以下、あるいは1年やってみて駄目になるものは中止するなどしている。「若手研究」は、特に若手を重視するということで、37歳以下の人を対象にしている。「特別研究促進費」は、緊急対応ということで、災害が起きた場合の調査費等である。

学振の「基盤研究」は、科研費の中では最も定着した中心の種目である。金額に応じてSABCの4段階に分けて審査を行っている。「奨励研究」は、大学以外で研究をする人に対して補助しているもので、学生を除いて誰でも申請できる。1課題30万円以内となっている。そのほかに、文科省と学振双方に「研究成果公開促進費」がある。



科研費の制度改革の状況

文部科学大臣の諮問機関である科学技術学術審議会研究費部会が、主に科研費の改善等の議論を行っており、2001年と2002年に科研費の改善についてまとめていただいた。

(1) よりきめ細かく、透明性の高い審査体制の充実

審査に透明性と公平性を増すために、審査員を大幅に増員するとともに、プログラム管理者（プログラムオフィサー：PO）を2003年度から学振に配置した。このPOは、アメリカのNSF・NIHのPOとは若干異なった考え方をとっていて、各研究費の採否は、審査会で審査員が決めている。プログラム管理者は、審査員を選び、審査の手伝いをする。さらに、不採択者への審査結果の開示と採択者へのコメント通知を行っている。

(2) 学術動向への柔軟な対応

従来、科研費の審査は242の細目に分かれて審査していたが、それを大幅に見直し、278細目にするとともに時限をつけたものを加えて、体系を替えて2003年から適用している。また、単に公募するだけでなく、目利きの人が推薦したものを、より丁寧に審査して助成するといった種目も新たに設けた。

(3) 科研費の柔軟な利用

「科研費は使いにくい」ということが昔からいわれているが、税金を使う以上、ある程度の制限は課さざるを得ない。研究者からの要望で一番多いのは、「余ったお金を翌年度に繰り越して使いたい」ということであるが、余ったお金は国庫に返してもらうことになっている。ただし、余ったのではなく、何らかの事情があって急に使えなくなり、翌年に繰り越さざるを得ないものについては、「繰越明許費制度」を導入し、翌年度に実施することを認めた。

もう1つ、研究者から「4月1日から科研費を使えるようにしてほしい」という強い要望があるが、4月1日に予算が成立してからしか国の会計手続きは始められない。また、補助金適正化法で定められた手続きがあるので、どんなにがんばっても1～2か月間の空白期間ができてしまう。科研費を先生にお渡しする時期は、10年前は夏休み後になってしまうものもあったが、努力して最近では6月中にはお金がいくようになった。その他、次の点を改善した。

- ・助成金交付後に、総額の30%の範囲で費目間流用が可能。
- ・研究遂行上の必要に応じて、自由に外国旅費等の経費を使用可能とした。（1999年度）
- ・科研費の研究遂行に必要な研究支援者（院生、ポスドク、技術者）を科研費により研究機関が雇用することを実現。（2001年度）
- ・研究支援者の年度末雇用を可能とするため、実績報告書の提出期限を延長。（2002年度）
- ・研究種目の研究期間が4年以上の課題について、研究終了前年度に次の申請を行うことを可能とした。（2002年度）

(4) 研究テーマに応じた研究費規模の適正化

- ・年間2,000万円～1億円程度の研究を支援するため、基盤研究（S）

および学術創成研究費を新設。（2001年度）

- ・特別推進研究について、上限を撤廃。
- ・規模の小さい研究種目（萌芽研究、若手研究B）の申請限度額の引き上げ。

(5) 若手向け研究資金の拡充

従来の奨励研究（A）から一層の推進を図るため、37歳以下の研究者を対象に若手研究を創設。（2002年）

(6) 間接経費制度の導入

研究実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、一部種目に間接経費を30%出すことにした（2001年度）。現在は、比較的大型の特別推進研究、基盤研究のS・A、学術創成研究、若手研究Aを間接経費の対象にして、これを徐々に広げたいと考えている。

改善結果と今後の対応

研究期間を延ばすという点では、1996年に1.1年であったのが2002年には2.5～2.6年になった。採択件数は、継続を増やしていけば採択件数は減ることになる。

基盤研究は申請件数に応じてその分野に対する配分が決まるので、2002年7月時点の分野別配分結果（件数ベース）を見ると、人文社会系が17.0%で少し増え、生物系は45.0%で横ばい、理工系は35.8%で少し減っている。

今後、科研費はどのような方向にいくかというと、「審査の透明性の確保」が欧米に比べて不完全であるといわれている。文科省でも学振でも、審査の事務にあたっている人数がどちらも10数名ということで、アメリカ・NSFにおける数百人の事務員の上にプログラムオフィサーがいるという規模と比べると、申請者に対するフォローができていないので、そこを改善せよといわれている。単年度会計の問題は、会計法・財政法上の問題なので、一科研費の部分では運用の限界に近いと思っている。

科研費を含めた競争的資金というものが現在、7省庁に分かれていて21の制度がある。そのうちの半分が科研費であるが、他の制度との役割分担が問題になる。同じ文科省でも、旧科学技術庁のほうに戦略創造研究推進制度あるいは科学技術振興調整費などがあり、調整する必要がある。

法人化で国立大学はどう変わるのか？

来年4月から、99の国立大学がすべて国立大学法人となるが、1,500大学のうち99大学が私立大学と同じような形態になるということで、対象機関の中ではあまり影響がない。しかし、科研費の金額の面では70%余りが国立大学にいつているので、影響は大である。法人化に関連して科研費制度をどうするかということは、いま鋭意検討しているところである。なお、法人化によって、従来の国立学校特別会計という制度が来年の3月31日をもってなくなり、委任経理の制度が廃止になる。

科学技術分野で人類の平和と繁栄に 貢献する「日本国際賞」

創立20周年を記念して3分野で授賞

(財)国際科学技術財団 事務局長 うえだまさあき 上田昌明

1. 創設の経緯

日本国際賞は、1981年、当時の鈴木内閣の中山太郎総理府総務長官による「国際社会への恩返しの意味で、日本にノーベル賞並みの世界的な賞をつくっては」という構想をきっかけに、松下電器の創業者である松下幸之助氏の“畢生（ひっせい）の志”が肝いりとなって実現したものである。

「人類の平和と繁栄は、私の終生の願いです。わが国が国際的な視野に立って、科学技術の分野で人類の平和と繁栄に著しく貢献した人に対し、その業績を讃え、これを顕彰することは意義の深いものがあると考えています」と同氏は述べている。

国際科学技術財団はこの日本国際賞を創設するために、1982年11月1日に「日本国際賞準備財団」として発足した。その後、科学技術に関する知識および思想の総合的な普及啓発を図るための事業を行うことを目的に加えて活動の幅を広げ、1983年5月に「国際科学技術財団」と名称を変えた。

1983年10月28日には「日本国際賞について、政府が必要な協力を行う」という次のような閣議了解がなされた。「財団法人国際科学技術財団が授与する日本国際賞が、人類の平和と繁栄のために科学技術が果たす役割についての認識を深め、広く人類の発展に寄与しようとするものであることにかんがみ、その実施に関し、関係行政機関は、必要な協力を行うものとする。」

第1回の授賞式が1985年に行われて以来、毎年継続し2003年に第19回の授賞を行った。

2. 賞の概要

日本国際賞は科学技術において、独創的・飛躍的な成果を上げ、科学技術の進歩に大きく寄与し、人類の平和と繁栄に著しく貢献したと認められた人に与えられる。受賞者は国籍、職業、人種、性別などは問わないが、現存者に限られる。この賞の対象は科学技術の全分野にわたるが、科学技術の動向などを勘案し、毎年2つの分野を授賞対象分野として指定す

る。受賞者は、原則として各分野1件、1人で、賞状、賞牌および賞金5,000万円（1分野に対し）が贈られる。受賞は原則として個人であるが、少人数のグループの場合もある。

3. 募集方法と選考方法

授賞対象分野を決めるために、科学技術分野の有識者からなる「分野検討委員会」を財団内に設け、毎年授賞対象となる分野を2つ選定する。授賞分野が決まると分野ごとに2,000～3,000人の世界各国の学者・研究者に推薦依頼状を送り、受賞候補者の推薦を求める。例年それぞれの分野で全世界から100～200件の受賞候補者の推薦がある。

受賞者を選定するために、日本国内の学識経験者からなる「審査委員会」が財団内に設けられ、各分野で6～7人の審査委員が受賞候補者を慎重に審査選定する。審査の過程において、国内外の有識者から評価と所見を聴取することもある。「審査委員会」は受賞候補者を財団の役員会に推挙する。役員会はその結果を尊重して、受賞者を最終決定する。決定した受賞者は毎年12月に、財団理事長、審査委員長、各分野の部会長により記者発表される。

4. 授賞式典と日本国際賞週間

授賞式典は例年4月に天皇后陛下ご臨席の下、内閣総理大臣、衆議院議長・参議院議長、最高裁判所長官をはじめ、関係大臣、在日外国大使、学者・研究者、政官界、財界ならびにジャーナリストなど約1,000名が出席して国立劇場において盛大に挙行される。記念演奏会が引き続いて行われ、受賞者にちなんだ曲が演奏される。当日の夜には、天皇后陛下ご臨席の下、受賞者を祝う宴が都内のホテルで華やかに催される。

授賞式が行われる前後の1週間を「日本国際賞週間」と称し、種々の行事が催される。一般の方々を対象とする受賞者による記念講演会、受賞者を囲んで専門家による学術懇談会が開催され、さらに受賞者は、内閣総理大臣や日本学士院を

表敬訪問する。内外の記者との合同記者会見とともに、個別のインタビューも多く行われる。また、受賞者の国の在日大使館では、受賞者を讃えて大使主催によるレセプションが行われる。

5. 受賞者と受賞業績

これまでの19回の授賞で受賞者は51人である。そのうち27人がアメリカ人、日本人は7人で、受賞者の属する国は12か国に及んでいる。日本国際賞受賞後、ノーベル賞を受賞した科学者も4人いる。授賞業績は科学技術の広い分野にまたがっており、基礎科学にとどまらず、世の中の役に立った工学、応用技術まで含まれることが特徴である。

昨年（第18回）の受賞者は、「計算科学・技術」分野で「ワールドワイドウェブの発明・実現・発展とそれによる文化への貢献」という業績によりマサチューセッツ工科大学計

算機科学研究所主席研究員のバーナーズリー博士（イギリス）、「発生生物学」分野で「哺乳類の発生生物学研究の開拓」の業績により、ウェルカムがん研究所客員主任研究員のマクラーレン博士（イギリス）と、ワルシャワ大学動物学研究所所長のタルコフスキー博士（ポーランド）の共同受賞であった。

今年（第19回）は「複雑さの科学技術」分野で「複雑系における普遍的概念の創出—カオスとフラクタル」の業績により、エール大学数学部数理科学科教授のマンデルブロー博士（アメリカ）とメリーランド大学物理科学技術研究所教授のヨーク博士（アメリカ）の共同受賞、「医学における視覚化技術」分野で「磁気共鳴機能画像法の基礎原理の発見」の業績で財団法人濱野生命科学研究財団小川脳機能研究所所長の小川誠二博士（日本）であった。

6. 20周年記念で対象分野を1つ増やす

日本国際賞は来年2004年に第20回目の授賞になる。創設20周年を記念して、受賞対象分野を1つ増やして3つの分野で授賞を行うことにした。それらの分野は、「環境改善に貢献する化学技術」「生態系概念に基づく食料生産」「生物多様性保全の科学技術」である。

日本国際賞は、権威ある国際賞として広く認められつつあるが、20周年を節目に、日本国際賞創設の意義を改めて思い起こし、この賞の評価が引き続いて高まっていくように努力していく所存である。

受賞者国一覧（人）

アメリカ合衆国	27	インド	1
日本	7	オーストラリア	1
フランス	4	カナダ	1
イギリス	4	スウェーデン	1
ベルギー	2	ドイツ	1
イスラエル	1	ポーランド	1



2003年（第19回）日本国際賞授賞式



受賞者合同記者会見

糖質科学振興のために

財団法人 水谷糖質科学振興財団
事務局長 吉田圭一

水谷糖質科学振興財団は、生化学工業株式会社創立者水谷常稱氏の出捐金により、糖質科学振興を目的に1992年に設立された。

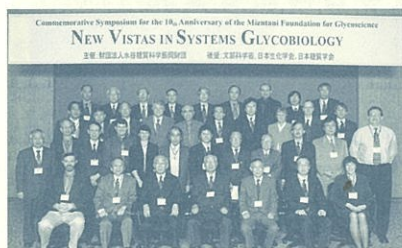
主な事業は研究助成である。募集領域は糖質科学限定であるが、応募者の国籍や年齢は問わない。過去10年間、46か国の研究者から1,534件の応募があり、19か国164名に総額8億7,000万円の助成を行った。国別助成者数は米国(80)、日本(26)、英国(9)、フランス、オランダ、スウェーデン(各5)等の順となっている。

昨年、財団設立10周年記念事業として、活躍中の糖質研究者を招き国際シンポジウムを開催した。その講演抄録や過去10年の助成成果抜粋などを掲載し「Glycoscience 1992-2002」と題する英文記念誌を作成した。また、全助成研究者にその後の研究展開、糖質科学に対する考え、財団活動への意見などをアンケートにて調査した。

財団への要望では、複数年にわたる助成金使用の希望が多かった。助成金使途は、米国では人件費が50%であったが、日本では消耗品が50%で人件費は7%に過ぎず、国情の違いを感じた。

いま、糖鎖はゲノムやタンパク質とともに生命を担う主要分子として認知されつつあり、その多彩な役割解明には専門領域を越えた「システム糖鎖生物学」への研究統合が望まれている。

当財団は微力ではあるが、助成事業を通じて、糖質科学発展の一助となることを願っている。



記念シンポジウム関係者

よりよい「住」を追求して半世紀

財団法人 住宅総合研究財団
事務局長 佐藤伸幸

1948(昭和23)年、未曾有の混乱の中で戦後の住宅不足を憂慮した清水康雄(当時清水建設社長)の私財によって、財団法人新住宅普及会が設立された。その後の半世紀を越える星霜を振り返るとき、財団の活動には3つの大きな流れを見ることができる。

最初の流れは、復興日本のあるべき住宅の追求とその普及を目指した新住宅の建設活動であった。それは、厳しい戦後経済のなか、311戸の住宅を世に提供した四半世紀の活動でもあった。

次の流れは、1972年からの研究助成を中心とした「住」についての総合的研究活動である。社会のニーズを基に「つくり手」から「住まい手」に視点を移し、以来30年、件数において655件、助成額にして13億円を超え、わが国における住研究の進歩に相応の役割を果たしていると自負している。

そして、1984年の新社屋への移転、活動実態に合わせた「住宅総合研究財団」への名称変更と相前後して展開されたのが、3番目の流れとしての一連の自主活動である。

シンポジウムの開催、機関誌の発行、図書室の整備と公開、また委員会を軸とした各種フォーラムの開催とその成果の出版であり、今後もこれらの活動を通じ、さらなる発展を追い求めていく所存である。

1998年には、設立以来50年にわたる住宅の総合的研究とその普及活動に対し、日本建築学会賞を受賞している。



第23回住総研シンポジウム

人材開発助成とサロン提供

財団法人 倶進会
常務理事 中内恒夫

手をたずさえて共に進む会、会の特徴を一言でいうならばこうなる。その目的は、人材開発助成とセミナーの2つである。人間愛の基本的精神に立脚して人材を開発し、広い視野のもとにリベラルアーツを重視するセミナーを行うことは、これからの日本が世界の中で敬愛される国であるために不可欠の努力であると思う。

倶進会は第二次大戦中1943年にわが国生化学の育ての親、柿内三郎東大教授が退官にあたり私財を寄付して設立された。敗戦のため一時活動停止を余儀なくされたがその後、長男の柿内賢信東大物理学教授(のち国際基督教大学教授)によって再建復活された。その後、新理事長勝見允行国際基督教大学名誉教授などの努力により、基本財産の土地を処分して1999年約10億円の新基本金を設置し、財団活動の充実強化を図ることができた。

助成事業の主なねらいは、現代社会の要請にこたえて、広く社会に有為な人材の教育・育成を図ること、さらに関連事業や研究を助成することなどである。大組織に属せず、科研費などの助成金を受ける機会に恵まれないながらも、社会的には有意義な活動が選考される。特定領域に限定しないので、多様な対象が選ばれることになる。昨年度の支出規模は、約4,000万円であった。将来、金利水準が正常化されれば、むろん助成額は増額可能である。

倶進会のセミナーは、30年間続けられてきた。あるテーマを中心に続けた時期もあるが、近年のように世界の激動期になると、例えば中東や北朝鮮など時事問題を取り上げることもある。しかし、一貫しているのは現代人の知的活動を、ヒューマンイズムの謙虚な内省と自然に対する慎ましい姿勢で支えることである。なお、倶進会の詳細については下記ホームページをご参照ください。

<http://www.gushinkai.com>

「奨学生の集い」を開催

財団法人 電通育英会
事務局長 石渡賢一

電通育英会は、株式会社電通第4代社長吉田秀雄氏が広告界に残された功績を永遠に記念し、就学困難な優秀な学生の援助を通じて、有為の人材を育成することを目的として、1964年9月、電通の出捐によって設立された。

日本の広告界の近代化と発展向上に文字どおり一生を捧げ、財団設立の前年、現職のまま若くして他界された吉田秀雄氏は、生前から自身の苦学力行の生い立ちを顧みて、人間の育成という信条を抱懷され、その具現化に腐心されておられた。

そのような氏の遺志を継承すべく、1965年度に貸与者15名、月額5,000円からスタートした当育英事業は、2002年度には計352名に対し月額40,000円を貸与し、年間の貸与総額は1億6,900万円に上るまでに拡大。1965年の貸与開始以来、2003年3月末までの累計では、貸与奨学生は1,408名、奨学金総額は10億円余に達している。

このほか2000年度からは、年に数名ずつ奨学生の中から留学希望者を募集し、選考の上、100万円を限度に渡航費用と学校納付金を支給する、留学奨励金の給付も行っている。

また、2001年度から毎年実施している「奨学生の集い」においては、講演と立食パーティを通じて、奨学生と財団事務局および奨学生相互のコミュニケーションを図り、円滑でぬくもりのある事業の運営に努力している。



奨学生の集い(2003/東京)において清宮早大ラグビー部監督の話を受ける奨学生

途上国住民の可能性の開花を目指して

財団法人 国際開発救援財団
常務理事・事務局長 今井省吾

国際開発救援財団は、1990年の財団設立以来、開発途上国で自ら地域開発援助や緊急復興援助を行うほか、日本のNGOが行う援助活動に対する助成を通じて、開発途上国の人々の生活向上を目指した活動を行っている。

マスコミ等を通じて、紛争、災害などの避難民への緊急復興援助は注目されやすいが、国際協力の現場では、貧困に苦しむ住民が自立し持続的に発展していくための支援も強く求められている。このような支援活動は、住民との信頼関係を築くことから始め、彼らのゆっくりとした変化に合わせて進めるため、期間が5年、10年に及ぶものが少なくない。

当財団の助成事業では、NGOが行う援助活動の中でも、住民の意識・行動の変化を促し、彼らの自主性、可能性を引き出していくことに注目した、貧困地域のコミュニティ開発を重視している。また、プロジェクト単位の助成を基本としながら、その団体の発展に寄与できるような助成に心がけ、揺籃期の団体に対しては資金支援だけでなく、プロジェクトの立案実施のノウハウの助言などにも力を入れている。

最近、当財団では、事後評価についても取り組み始めた。助成先NGOの自己評価に加えて、当財団で二次評価を行い、プログラムの改善に役立てようと考えている。また、この評価結果を当財団ホームページで公開することにより、NGO活動の活発化と一般市民の理解促進に役立てていきたい。



ベトナム北部山岳地域で等高線農業モデル圃場づくりのトレーニングを受ける住民

コンピュータと通信の融合

財団法人 C&C振興財団
専務理事 小野田勝洋

C&C振興財団は、NEC日本電気による基金の拠出にて1985年に設立され、次の3つの活動を通じてC&Cの振興を図っている。

1. 顕彰事業

(1) C&C賞

C&C(コンピュータと通信の融合)に貢献いただいた方々を2件表彰し、賞金1件あたり1,000万円を贈呈する。本年は11月20日(木)に東京のホテルオークラにて授賞式典を開催する。式典に続き、受賞者の方々の記念講演があるので、ぜひご参加いただきたい。人数枠はあるが、どなたにもご参加いただけるものである。本年の受賞者は脳科学の甘利俊一博士と半導体産業の育成、特にムーアの法則で知られるゴードン・ムーア博士のおふた方である。ともにC&Cの発展に大きなご貢献をいただいている。間近にお話を伺うことのできる、またとない機会である。

(2) C&C若手優秀論文賞

国際会議論文発表者助成を受けた方々の中から優秀な論文を1件表彰し、賞金20万円を贈る。

2. 若手研究者への助成事業

- ① 国際会議論文発表者へ旅費交通費を年間約100名の方々に助成する。
- ② 日本の大学院へ留学中の外国人研究員へ1年間毎月10万円を年間約3名に助成する。
- ③ 学位をとった後、直ちに別の大学に移り、新しい環境にチャレンジする若手研究員へ200万円の研究調査費を年間約3名に助成する。

3. 調査研究事業

C&Cの社会的影響につき委託研究を行う。関連してシンポジウム、出版を行う。

以上、財団のすべての活動はホームページ上で紹介しており、お問い合わせはemailにて受け付けている。

<http://www.candc.or.jp>

email:info@candc.or.jp

研修懇談会レポート

月2回のペースで研修懇談会を開催

(財)助成財団センター 専務理事 堀内生太郎

上半期の研修懇談会

本年度から開始した研修懇談会は、6月はお休みをいただき、7月から月2回のペースで開催しています。

7月の研修懇談会は、6月27日に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」について、これを策定した内閣官房行政改革推進室の小山裕室長をお招きし、基本方針策定に至る経緯と、内容について説明を受けました。主な論点すべてが先送りとなっており、また財団法人制度がまったく白紙となっているなど、助成財団としては今後のなりゆきに注意する必要があります。

7月第2回目の研修懇談会は、国立情報学研究所の見学を兼ねて、「応募から第二次審査までをインターネットを利用した武田研究奨励賞に学ぶ」と題し、武田計測先端知財財団のわが国で最も先駆的な募集・選考システムを学びました。

8月の研修懇談会は、「これからの研究助成を考える」企画の第1回として、文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室から鈴木達也室長補佐を招き、1,700億円にも達する文科省の科研費について説明を受けました。

このシリーズの第2回目は、立場を変えて日本学術振興会の宮脇和男研究事業部長を招き、9月に開催しています。

8月の第2回目「主務官庁による立ち入り検査：最近の例」については、右欄をご覧ください。

9月の研修懇談会は、先に述べた「これからの研究助成を考える(2)」のほか、「広報誌のあり方・作り方」と題し、基調講演と3財団による事例発表、意見交換が行われました。インターネット時代に紙の媒体が必要なのか、誰に向かって情報を発信するのかなど、いろいろと考えさせられることが多かったようです。

研修懇談会は、皆さま方のご意見ご要望等をお聞きしながら下半期も開催する予定です。

主務官庁による立ち入り検査：最近の例

事例を発表したのは、最近主務官庁検査を受けた総務省所管の放送文化基金川野順郷事務局次長、厚生労働省所管の病態代謝研究会尾崎まり子事務局長補佐、文部科学省所管で設立3年目のひろしま・祈りの石国際教育交流財団田口重雄常務理事、経済産業省所管の旭硝子財団佐藤公彦専務理事の4人です。

まず最初に主務官庁から電話が入るところから、検査通知書の到達、関係書類の点検整備に始まり、検査時の対応から指摘事項とその改善状況など、財団ごとの特殊事情も含め、どのように対処したかについて、詳細な説明がありました。

どのような書類を整備しておく必要があるか、どのような項目の検査を受けるのかについては、主務官庁で点検リストを作成しています。今般配布された資料の中に、[検査事項および細目]についての一覧表が病態代謝研究会から、また旭硝子財団からは、「公益法人の事務所における備付書類及び帳簿等」が提供されており、これらの資料を見るだけでも検査のあらましを理解することができます。

検査官は2名一組で、時間はケースバイケースで半日から1日、書類が整備されていれば、それほど心配することはありません。内部留保が問題になるケースが多いようですが、助成財団にとっていかに内部留保が必要か、検査官に理解してもらうことが、今後の指導監督基準の見直しに通じることになるのではないのでしょうか。

この研修懇談会にはこれまで検査を受けていない財団が多数参加し、官庁検査についての関心の高さを窺わせました。

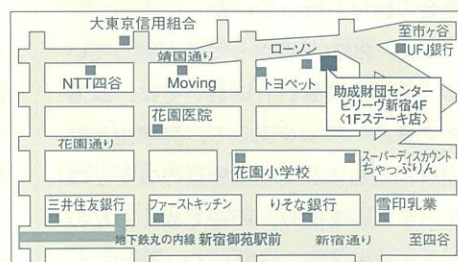
編集後記

第43号の編集後記で、かつて日本経済新聞社の青柳潤一さんから、「助成財団の活動は、いろいろな形で重要な役割を果たしているが、それがいかに重要であるかという認識が、一般社会だけではなくまだマスメディアに乏しい。財団界全体でそういう広報活動をしてこなかったことも、1つの原因である」と指摘されたことをご紹介したが、7月末に小冊子「助成財団の社会的役割：あの時のあの助成金」を刊行した。第1部：「あの時のあの助成金」の原稿は、当センターの役員・評議員を通じて、助成金を贈呈した方に原稿を依頼していただいたが、さっそくノーベル賞授賞者の野依良治先生(三菱財団)はじめ10名の方々からご寄稿いただいた。厚く御礼申し上げたい。第2部は「日本の助成財団の現状」で、助成財団の定義、設立数推移、主務官庁、資産および助成事業規模ほか2002年度調査結果の概要を紹介した。

会員財団・有識者・マスメディアに送付するとともに、堀内専務理事が、公益法人制度改革に関係する国会議員および省庁の大臣官房を訪ね、1冊ずつお届けして助成財団の存在をアピールしている。

次に、セゾン文化財団の片山正夫常務理事から、「助成財団の制度改革を考える～市民の利益を尺度として～」をご寄稿いただいた。公益法人改革に関連して、助成財団の社会的役割をしっかりと述べておく必要を感じていたので、本稿は願ったかかったりである。ご意見を寄せただければ幸いである。

(熊谷康夫)



※地下鉄丸の内線新宿御苑駅の四谷寄り出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.45 Oct. 2003

編集・発行 財団法人助成財団センター

発行日 2003年10月20日

発行人 堀内生太郎

編集人 熊谷康夫

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857/Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp

JFC VIEWS 創造と共生の社会をめざして